

30.12.14 再訂正版

弘前市介護予防・日常生活支援総合事業

事業内容の変更について

弘前市健康福祉部介護福祉課

1 事業対象者の区分について

事業対象者と要支援者の状態を区別する

2 訪問型サービスについて

訪問型サービスAの実施

3 通所型サービスについて

通所型サービス変更内容(通所介護相当サービス、通所型サービスC)

通所型サービスA、Bの実施

4 一般介護予防について

筋力向上トレーニング教室、パワリハ運動教室の実施

5 介護予防ケアマネジメントについて

ケアマネジメントB、Cの実施

6 様式・届出など

1. 事業対象者の区分について

1. 現状

- ①事業対象者は、基本チェックリスト(25項目のセルフチェック)で支援の必要性が判断される。
- ②現在、要支援 1・2(以下「要支援者」とする)と事業対象者は同じ訪問介護相当サービスと通所介護相当サービス(以下「現行サービス」という。)を利用している。

2. H31 年度からの変更点

- ①事業対象者は要支援者よりも軽度者と位置づける。
- ②事業対象者は現行サービス利用不可とする。(A型、B型、C型、一般とする)
- ③現行サービスの利用(身体介助)が必要な方は、基本チェックリストではなく要介護認定申請が必要。
- ★④要支援 1・2 の更新時に基本チェックリストにより事業対象者となった者を、**事業対象者(更新者)**(以下「更新者」という。)とし、現行相当サービスの利用を可能とする。ただし、訪問介護相当サービスの週 2 回を超える利用を計画する場合や、2 年後の更新時には更新申請が必要。

○サービス利用の可否一覧

訪問型サービス	事業対象者	要支援 1 / 更新者	要支援 2
現行サービス(週 1 回程度)	×	○	○
〃 (週 2 回程度)	×	○	○
〃 (週 2 回超え)	×	×	○
生活支援サービス I (週 1 回程度)	○	○	○
〃 (週 2 回程度)	○	○	○
生活支援サービス II (月 8 回まで)	○	○	○
〃 (月 16 回まで)	○	○	○

通所型サービス	事業対象者	要支援 1 / 更新者	要支援 2
通所介護相当サービス	×	○	○
生きがい型デイサービス(週 1 回程度)	○	○	○
〃 (週 2 回程度)	×	○	○
地域型デイサービス	○	○	○
通所型サービス C	○	○	○

	事業対象者	要支援 1 / 更新者	要支援 2
限度額管理	50,030 円/月		104,730 円/月

2. 訪問型サービス

総合事業の構成(訪問型)

ガイドラインで示された類型	弘前市での実施時期	サービス提供者	実施方法
現行の訪問介護相当	平成 29 年 4 月から	指定事業者(新規・更新指定)	事業者指定
訪問型サービスA(緩和した基準)	平成 31 年 4 月から	指定事業者(みなし・新規指定)	事業者指定
訪問型サービスB(住民主体)	—	—	—
訪問型サービスC(短期集中)	—	—	—
訪問型サービスD(移動支援)	—	—	—

訪問型サービス A について

- 当市では名称を「生活支援サービスⅠ」「生活支援サービスⅡ」とし、平成 31 年 4 月から実施します。
- サービス内容は身体介護を含まない生活援助とします。
- 報酬単価は、原則として、1 回当たりの単価設定による報酬を用います。
- 報酬の支払いや審査に関する事務は、国保連合会に委託します。
- 請求コードは A3 使用します。
- これまで市独自事業として実施していた、「生活支援事業」は平成 31 年 3 月 31 日をもって終了。また、新規利用者申請は、平成 30 年 12 月 28 日をもって終了とします。

事業内容や基準等について

分類	現行サービス(H31年4月より)	生活支援サービスⅠ	生活支援サービスⅡ
サービス内容	身体介助、生活援助	生活援助のみ	生活援助のみ
利用時間	概ね 60 分	45 分から 60 分	20 分以内
利用回数	週 1 回程度、週 2 回程度 週 2 回超え(要支援 2 のみ)	週 1 回程度 週 2 回程度	月 8 回まで 月 16 回まで ※1 日 2 回の利用は可とする が、連続利用は不可。
利用対象者	要支援 1・2、更新者のうち、ケアマネジメントで以下のように現行サービスを必要とする方または、 要支援 2 で週 2 回を超える利用が必要な方 ①認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障がある症状や行動を伴う方 ②心疾患や呼吸器疾患、がんなどにより日常生活に支障がある方 ③ごみ屋敷と化しており、専門的な支援が必要な方 ④ストーマケアが必要な方 等	事業対象者、要支援1・2、更新者のうち、左記のような状態ではなく、生活援助のみ必要とする方	事業対象者、要支援1・2、更新者のうち、生活援助のみ必要とする方で、1 種類程度の家事援助や、服薬管理やゴミだし支援など、短時間の支援が必要な方 等 ※時間内で可能であれば、2 種類以上の家事援助等を妨げるものではありません。 ※生活援助を伴わない安否確認のみ等の利用はできません。

単価	事業対象者	利用できません		①週 1 回程度 215 単位/回(月 4 回まで) 935 単位/月(月 5 回)	①生活支援 I が週 1 回程度 120 単位/回(月 7 回まで) 935 単位/月(月 8 回)
	要支援 1、 更新者	週 1 回程度	1,168 単位/月	②週 2 回程度 215 単位/回(月 8 回まで) 1,868 単位/月(月 9 回以上)	②生活支援 I が週 2 回程度 120 単位/回(15 回まで) 1,868 単位/月(月 16 回以上)
		週 2 回程度	2,335 単位/月		
	要支援 2	週 1 回程度	1,168 単位/月	実施しない	実施しない
		週 2 回程度	2,335 単位/月		
週 2 回超え		3,704 単位/月			
加算	現行と変わらず		初回加算、処遇改善加算、特 定地域加算	初回加算、処遇改善加算、特 定地域加算	
減算	現行と変わらず		減算なし	減算なし	
利用者負担	1 割負担(所得に応じて 2、3 割 負担あり)		1 割負担(所得に応じて 2、3 割負担あり)	1 割負担(所得に応じて 2、3 割負担あり)	
サービス提供者	指定事業所		訪問介護又は第 1 号訪問介護の指定を受けている指定事業 者、または生活支援事業の委託を受けていた事業者、その他市 長が認めた者		
人員	管理者等	常勤・専従 1 以上 ※業務に支障がない場合、同 一敷地内の他事業所の職務と 兼務可		常勤・専従 1 以上 ※業務に支障がない場合、同一敷地内の他事業所の職務と兼 務可	
	サービ ス提供 責任者	利用者 40 人に 1 人以上		1 人以上で必要数	
	訪問介護 職員	常勤換算 2.5 人以上		専従 1 人以上でサービス提供に必要な人数	
設備	必要な設備		同左		
ケアマネジメント	ケアマネジメント A		ケアマネジメント B		
その他	現行サービスが月額報酬、生活支援サービス I・II が回数単価としているため、同月内の重複利 用はできません。				

加算・減算

【従来加算】 初回加算、処遇改善加算

【独自加算】 西部や南部、北部の一部地域の居住者へサービス提供する場合の加算 特定地域加算：10 単位/日
特定地域加算対象地域(案)

西部・・・愛宕、常盤野、百沢、兼平、葛原、国吉、熊嶋、黒土、高野、五代、桜庭、新法師、高岡、高屋、龍ノ口、館後、
鳥井野、中野(丁目以外)、中畑、新岡、如来瀬、鼻和、番館、平山、真土、宮地、八幡、横町、吉川、米ヶ袋

南部・・・藍内、一野渡、狼森、大助、紙漉沢、黒滝、小金崎、小栗山、小沢、五所、坂市、坂元、沢田、清水森、下湯口、
昴、相馬、乳井、八幡館、藤沢、松木平、水木在家、薬師堂、湯口

北部・・・青女子、大森、小友、鬼沢、折笠、貝沢、笹館、種市、十腰内、十面沢、富栄、中別所、檜木、糠坪、百沢、細
越、蒔苗、宮館、三和、弥生

算定方法

計画に沿った支援を行い、その利用実績をもって請求することを基本とするが、利用者の状態変化により、計画と異なる利用が必要となった場合は、利用実績に応じた請求をすること。

ただし、週 1 回程度の支援必要とするか、または週 2 回程度の支援を必要とするかで 1 月あたりの上限額が定められており、その月においてはその上限額を超えて請求はできないものとする。

○要支援 1・2、更新者、事業対象者(週 1 回程度の支援が必要)

		II 型(120 単位)(1 回 20 分程度)									
I 型	回数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	
		0	—	120	240	360	480	600	720	840	935
	1	215	335	455	575	695	815	935	935		
	2	430	550	670	790	910	935				
	3	645	765	885	935	935					
	4	860	935	935							
	5 以上	935									

※ は、生活支援サービス II を実施しない事業所が使用する単価

【例 1】計画通り、I 型を 2 回、II 型を 3 回利用した。 $215 \text{ 単位} \times 2 + 120 \text{ 単位} \times 3 = 790 \text{ 単位}$

【例 2】計画通り、I 型を 5 回利用した。 $215 \text{ 単位} \times 5 = 1,075 \text{ 単位} \Rightarrow 935 \text{ 単位}$

【例 3】利用計画で、I 型を 2 回、II 型を 3 回としたが、状態が改善したことにより I 型を 2 回だけ利用した。

(×) $215 \text{ 単位} \times 2 + 120 \text{ 単位} \times 3 = 790 \text{ 単位}$ (○) $215 \text{ 単位} \times 2 = 430 \text{ 単位}$

【例 4】利用計画で、I 型を 2 回、II 型を 3 回としたが、都合により I 型を 1 回、II 型を 5 回利用した。

(×) $215 \text{ 単位} \times 2 + 120 \text{ 単位} \times 3 = 790 \text{ 単位}$ (○) $215 \text{ 単位} \times 1 + 120 \text{ 単位} \times 5 = 815 \text{ 単位}$

【例 5】I 型を月 4 回利用する計画だったが、状態が悪化し I 型を月 7 回利用した。

(×) $215 \text{ 単位} \times 4 = 860 \text{ 単位}$ の予定が (○) $215 \text{ 単位} \times 7 = 1,505 \text{ 単位} \Rightarrow 935 \text{ 単位}$

※週 2 回程度の基準とはならない。翌月以降の利用について、利用者の状態にあった介護区分の変更や計画の見直しをすること。

○要支援 1・2、更新者、事業対象者(週 2 回程度の支援が必要)

		II 型(120 単位)										
I 型	回数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
		0	—	120	240	360	480	600	720	840	960	1,080
	1	215	335	455	575	695	815	935	1,055	1,175	1,295	
	2	430	550	670	790	910	1,030	1,150	1,270	1,390	1,510	
	3	645	765	885	1,005	1,125	1,245	1,365	1,485	1,605	1,725	
	4	860	980	1,100	1,220	1,340	1,460	1,580	1,700	1,820	1,868	
	5	1,075	1,195	1,315	1,435	1,555	1,675	1,795	1,868	1,868		
	6	1,290	1,410	1,530	1,650	1,770	1,868	1,868				
	7	1,505	1,625	1,745	1,865	1,868						
	8	1,720	1,840	1,868	1,868							
	9 以上	1,868	1,868									

		Ⅱ型(120 単位)						
I 型	回数	10	11	12	13	14	15	16
	0	1,200	1,320	1,440	1,560	1,680	1,800	1,868
	1	1,415	1,535	1,655	1,775	1,868	1,868	
	2	1,630	1,750	1,868	1,868			
	3	1,845	1,868					
	4以上	1,868						

※ □ は、生活支援サービスⅡを実施しない事業所が使用する単価

【例6】計画通り、I型を5回、Ⅱ型を3回利用した。 $215 \text{ 単位} \times 5 + 120 \text{ 単位} \times 3 = 1,435 \text{ 単位}$

【例7】計画通り、I型を9回利用した。 $(\times) 215 \text{ 単位} \times 9 = 1,935 \text{ 単位} \Rightarrow (\bigcirc) 1,868 \text{ 単位}$

【例8】利用計画で、I型を4回、Ⅱ型を4回としたが、都合によりI型を5回、Ⅱ型を1回利用した。

$(\times) 215 \text{ 単位} \times 4 + 120 \text{ 単位} \times 4 = 1,340 \text{ 単位} \quad (\bigcirc) 215 \text{ 単位} \times 5 + 120 \text{ 単位} \times 1 = 1,195 \text{ 単位}$

【例9】利用計画で、I型を2回、Ⅱ型を3回としたが、都合によりI型を1回、Ⅱ型を5回利用した。

$(\times) 215 \text{ 単位} \times 2 + 120 \text{ 単位} \times 3 = 790 \text{ 単位} \quad (\bigcirc) 215 \text{ 単位} \times 1 + 120 \text{ 単位} \times 5 = 815 \text{ 単位}$

【例10】I型を月8回利用する計画だったが、状態が改善または都合によりI型を月3回利用した。

$(\times) 215 \text{ 単位} \times 8 = 1,720 \text{ 単位} \quad (\bigcirc) 215 \text{ 単位} \times 3 = 645 \text{ 単位}$

※状態が改善した場合は勿論ですが、利用者の都合により回数が週1回程度に減った場合は、本当に支援が必要な状態なのかを再確認し、必要に応じて翌月以降の計画の見直しを行うこと。

事業所の指定について

○現在、現行サービスの指定事業所はみなし指定とし、「生活支援サービス」の実施基準を満たすものとする。

○上記事業所において、「生活支援サービス」の実施の意向について、意向確認書(別紙様式)を平成31年1月31日までに提出してください。

○意向確認については、「生活支援サービスⅠ・Ⅱ」または「生活支援サービスⅠ」、「実施を辞退」の3パターンとし、「生活支援サービスⅡ」のみの指定はできないものとします。

○新規指定事業所については、別に定める申請書様式、添付必要書類が必要です。

○指定期間は6年間とします。ただし、みなし指定事業所の指定期間は、平成31年4月1日から現行サービスの指定期間の終期までといたします。

移行時の注意点

○ケアプラン(サービス内容)について

(1)平成31年3月31日までに計画期間が終了する(a)の場合、年度内に更新する際のプラン(b)は現行サービスのみのプランとし、(b)終了後のプラン(c)では現行サービスまたは生活支援サービスのプランとすること。

(2)平成31年4月1日以降に計画期間が終了するケアプラン(d)の場合、更新時のプラン(e)は現行サービスまたは生活支援サービスのプランとすること。

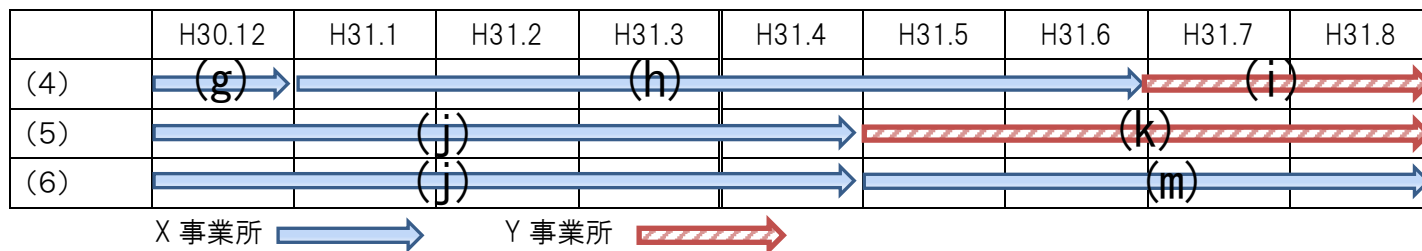
(3)平成31年4月1日以降に計画期間が終了するケアプラン(d)の場合、更新時においても、ケアマネジメント等により引き続き現行サービスが必要とされた場合(f)は、現行サービスのプランとすること。

	H30.12	H31.1	H31.2	H31.3	H31.4	H31.5	H31.6	H31.7	H31.8
(1)	(a) →	(b) →				(c) →			
(2)	(d) →				(e) →				
(3)	(d) →				(f) →				

○ケアプラン(事業所)について(利用している X 事業所が生活支援サービスを実施しないため、Y 事業所へ変更する場合)
 (4)平成 31 年 3 月 31 日までに計画期間が終了するケアプラン(g)の場合、更新時のプラン(h)は X 事業所のプランとし、(h)終了後のプラン(i)では Y 事業所のプランとすること。

(5)平成 31 年 4 月 1 日以降に計画期間が終了するケアプラン(j)の場合、その期間が終了するまでは X 事業所で現行サービスを提供し、更新時のケアマネジメント等により生活支援サービスが必要とされた場合のプラン(k)からは生活支援サービス利用となるため Y 事業所のプランとすること。

(6)平成 31 年 4 月 1 日以降に計画期間が終了するケアプラン(j)の場合、その期間が終了するまでは X 事業所で現行サービスを提供し、更新時のケアマネジメント等により引き続き現行サービスが必要とされた場合のプラン(m)は、X 事業所のプランとすること。



利用者の処遇

(1)要支援者

ケアマネジメントによって現行サービスまたは生活支援サービスのどちらのサービスが必要かを判断する。

(2)更新者

ケアマネジメントによって現行サービスまたは生活支援サービスのどちらのサービスが必要かを判断する。ただし、週 2 回を超える利用が必要な状態と判断される場合には、要支援 2 以上の認定が必要。

※既に要支援 1・2 から事業対象者となっている方に対しては、別途、「事業対象者(要支援からの移行)」と押印した保険証を再交付する。

(3)事業対象者

生活支援サービスを利用する。ただし、現行サービスと判断される場合には要介護認定申請を行う。

(4)生活支援事業利用者

必要とされるサービスに応じて、要介護認定申請または基本チェックリストを実施する。ただし、非該当となった場合は、一般介護予防や地域資源の利用を検討する。

3. 通所型サービス

総合事業の構成(通所型)

ガイドラインで示された類型	弘前市での実施時期	サービス提供者	実施方法
現行の通所介護相当	平成 29 年 4 月から 平成 31 年 4 月から一部変更	指定事業者(新規・更新指定)	事業者指定
通所型サービスA(緩和した基準)	平成 31 年 4 月から	指定事業者(みなし・新規指定)	事業者指定
通所型サービスB(住民主体)	平成 31 年 4 月から	委託事業者	委託
通所型サービスC(短期集中)	平成 29 年 4 月から 平成 31 年 4 月から一部変更	委託事業者	委託

現行サービスについて

○要支援 2 の単価設定を週 1 回程度、週 2 回程度の 2 段階に区分する。

	現行	H31 年度より
要支援 1	1,647 単位/月	1,647 単位/月(※2)
要支援 2	3,377 単位/月	1,688 単位/月(週 1 回程度)
		3,377 単位/月(週 2 回程度)

※2 要支援 1 の単位は国の基準を超える事ができないため、週 2 回利用時の単価設定はしない。

通所型サービス C について

○ケアマネジメントを一部省略可能なケアマネジメント B とする。

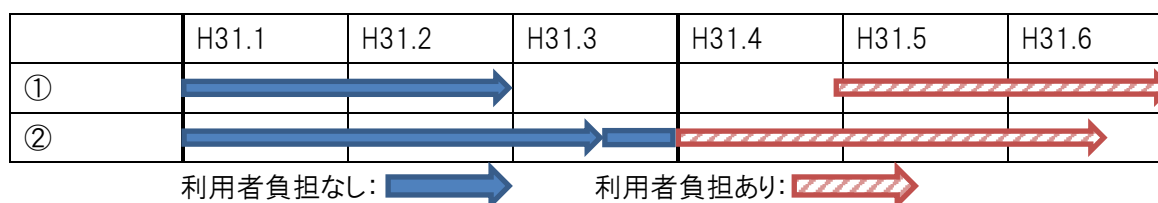
○これまで審査及び支払に関する事務は市が行っていましたが、平成 31 年 4 月以降は国保連合会に委託します。

○請求コードは A7 を使用します。

○利用者負担を無料から、所得に応じた負担割合へ変更(1 割～3 割) します。

【例①】平成 30 年度内で終了する方は、平成 31 年度以降分より「負担あり」となります。

【例②】平成 30 年度の利用分が年度を跨いで実施される方は、4 月 1 日以降分より「負担あり」となります。



通所型サービス A について

○当市では名称を「生きがい型デイサービス」とし、平成 31 年 4 月から実施します。

○要支援者もしくは事業対象者、更新者で、心身の状態が安定し、入浴、排泄、食事等の身体介護は不要だが、介護予防(閉じこもり予防等)のため外出や運動、交流の場が必要な方を対象とします。

○サービス内容は、運動(体操等)、レクリエーション、送迎、健康チェック、相談援助、食事等の中から事業者がサービスを設定します。(入浴・食事・レクに要する費用は実費)

○報酬単価は、原則として、1 回当たりの単価設定による報酬を用います。

○審査及び支払に関する事務を国保連合会に委託します。

○請求コードは A7 を使用します。

○これまで市独自事業として実施していた、「生きがい対応型デイサービス」は平成 31 年 3 月 31 日をもって終了。また、新規利用者申請は、平成 30 年 12 月 28 日をもって終了とします。

事業内容や基準等について

分類	現行サービス(H31年4月より)	生きがい型デイサービス(通所A)		
サービス内容	運動器回復、入浴、食事、レク、趣味創作活動に加え、入浴介助、食事介助、排泄介助あり	生活指導、日常動作訓練、レク、趣味創作活動、健康チェック、送迎、給食 ※入浴介助や食事介助、排泄介助はなし		
利用時間	現行と変わらず	2時間以上		
利用回数	週1回程度、週2回程度	週1回程度、週2回程度		
利用対象者	要支援1・2、更新者のうち、ケアマネジメントで以下のように専門的なサービスが必要と認められる方 ①認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障がある症状や行動を伴う方 ②退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的支援を特に必要とする方 ③ゴミ屋敷となっている者や社会と断絶している者など専門的な支援を必要とする方 ④心疾患や呼吸器疾患、がんなどにより日常生活に支障がある方 ⑤ストーマケアが必要な方 等	事業対象者、要支援1・2、更新者で、 ①入浴介助や食事介助、排せつ介助は必要無いが、生活機能の低下があり、外出や交流の機会が必要な方 ②地域の居場所や体操教室、一般介護予防事業へ、自力で、または家族や友人等の援助が無く利用できない方		
単価	事業対象者	利用不可	305単位/回(月4回まで)	
	要支援1、更新者	回数に関係なく	1,647単位/月	1,318単位/月(月5回以上)
	要支援2	週1回程度	1,688単位/月	週1回程度 305単位/回(月4回まで) 1,318単位/月(月5回以上)
		週2回程度	3,377単位/月	週2回程度 305単位/回(月8回まで) 2,702単位/月(月9回以上)
加算	現行の加算、地域資源連携加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	処遇改善加算、特定地域加算、地域資源連携加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ		
減算	現行と変わらず	減算なし		
利用者負担	1割負担(所得に応じて2、3割負担あり) ※食事、レク、趣味活動の実費負担あり	1割負担(所得に応じて2、3割負担あり) ※食事、レク、趣味活動、入浴の実費負担あり		
サービス提供者	指定事業所	通所介護又は第1号通所介護の指定を受けている指定事業者、または生きがい対応型デイサービスの委託を受けていた事業者、その他市長が認めた者		
人員	管理者等	常勤・専従1人以上 ※業務に支障がない場合、同一敷地内の他事業所の職務と兼務可	専従1人以上 ※業務に支障がない場合、同一敷地内の他事業所の職務と兼務可	

	生活相談員	(提供時間中)専従 1 人以上	配置基準なし
	看護職員	(単位ごとに)専従 1 人以上	配置基準なし
	介護職員	(単位ごとに) ~15 人 専従 1 人以上 15 人~ 専従 1 人増えるごとに 0.2 人増	専従 1 人以上でサービス提供に必要な人数
	機能訓練指導員	1 以上	配置基準なし
設備	食堂・機能訓練室	3 ㎡×利用定員以上	部屋の区別なく、3 ㎡×利用者数の広さを確保すること。
	相談室・事務室	必要数	
	消火設備など	必要な設備	同左
ケアマネジメント		ケアマネジメント A	ケアマネジメント B

加算・減算

【従来加算】 処遇改善加算のみ実施

【市独自加算】

①特定地域加算を実施(10 単位/日) ※往復の送迎利用が不要な利用者については算定不可とします。(片道は OK)

②地域資源連携加算 I (5,000 円/回)

介護サービス卒業後の孤立や引きこもりによる状態悪化を防ぐため、介護サービスからの卒業にあたり、地域資源(※)と連携し利用につなげられた場合に交付する。ただし、2 月以上の地域資源の利用が認められること。

③地域資源連携加算Ⅱ・Ⅲ (Ⅱ)5,000 円/回、(Ⅲ)10,000 円/回

地域資源の利用につながった高齢者がその後、公的なサービス利用をせずに地域資源の利用を継続していた期間に応じた加算分を交付する。半年継続で5,000 円、1 年継続で10,000 円を交付。→サービス利用後の高齢者の孤立化などを防ぐとともに、地域資源の利用促進を促すことを目的とする。

※地域資源は、一般介護予防事業、市で認定した居場所や各種体操教室、B 型サービスなどに限る。

算定方法

計画に沿った支援を行い、その利用実績をもって請求することを基本とするが、利用者の状態変化により、計画と異なる利用が必要となった場合は、利用実績に応じた請求をすること。

ただし、要支援 2 の方は、週 1 回程度の支援を必要とするか、または週 2 回程度の支援を必要とするかで 1 月あたりの上限額が定められており、その月においてはその上限額を超えて請求はできないものとする。

○事業対象者、更新者、要支援 1

【例 1】計画通り、月 4 回利用した。 305 単位×4=1,220 単位

【例 2】計画通り、月 5 回利用した。 (×)305 単位×5=1,525 単位 ⇒(○)1,318 単位

【例 3】利用計画で、月 4 回としたが、都合により 2 回の利用となった。

(×)305 単位×4=1,220 単位 (○)305 単位×2=610 単位

【例 4】利用計画で、月 2 回としたが、状態が悪化し月 5 回の利用となった。

(×)305 単位×2=610 単位 (×)305 単位×5=1,525 単位 ⇒(○)1,318 単位

○要支援 2 で週 1 回程度の支援が必要な方

【例 5】利用計画で、月 4 回としたが、状態が悪化し月 8 回の利用となった。

(×)305 単位×4=1,220 単位 (×)305 単位×8=2,440 単位 ⇒(○)1,318 単位

※週 2 回程度の基準とはならない。翌月以降の利用について、利用者の状態にあった介護区分の変更や計画の見直しをすること。

○要支援 2 で週 2 回程度の支援が必要な方

【例 6】計画通り、月 8 回利用をした。 305 単位×8=2,440 単位

【例 7】計画通り、月 10 回利用した。 (×)305 単位×10=3,050 単位 ⇒(○)2,702 単位

【例 8】利用計画で、月 10 回としたが、都合により月 7 回の利用となった。

(×)305 単位×10⇒2,702 単位 (○)305 単位×7=2,135 単位

【例 9】利用計画で、月 8 回としたが、都合により 10 回の利用となった。

(×)305 単位×8=2,440 単位 (○)305 単位×10⇒2,702 単位

【例 10】利用計画で、月 10 回としたが、状態が改善または都合により月 5 回の利用となった。

(×)305 単位×10=2,702 単位 (○)305 単位×5=1,525 単位

※状態が改善した場合は勿論ですが、利用者の都合により回数が週 1 回程度に減った場合は、週 2 回程度の支援が必要なのかを確認し、必要に応じて翌月以降の計画の見直しを行うこと。

事業所の指定について

○現在、現行サービスの指定事業所はみなし指定とし、「生きがい型デイサービス」の実施基準を満たすものとする。

○上記事業所において、「生きがい型デイサービス」の実施の意向について、意向確認書(別紙様式)を平成 31 年 1 月 31 日までに提出してください。

○新規指定事業所については、別に定める申請書様式、添付必要書類が必要です。

○指定期間は 6 年間とします。ただし、みなし指定事業所の指定期間は、平成 31 年 4 月 1 日から現行サービスの指定期間の終期までといたします。

移行時の注意点

○ケアプラン(サービス内容)について

(1)平成 31 年 3 月 31 日までに計画期間が終了する(a)の場合、年度内に更新する際のプラン(b)は現行サービスのみのプランとし、(b)終了後のプラン(c)では現行サービスまたは生きがい型デイサービスのプランとすること。

(2)平成 31 年 4 月 1 日以降に計画期間が終了するケアプラン(d)の場合、更新時のプラン(e)は現行サービスまたは生きがい型デイサービスのプランとすること。

(3)平成 31 年 4 月 1 日以降に計画期間が終了するケアプラン(d)の場合、更新時においても、ケアマネジメント等により引き続き現行サービスが必要とされた場合(f)は、現行サービスのプランとすること。

	H30.12	H31.1	H31.2	H31.3	H31.4	H31.5	H31.6	H31.7	H31.8
(1)	(a) →	(b) →				(c) →			
(2)	(d) →				(e) →				
(3)	(d) →				(f) →				

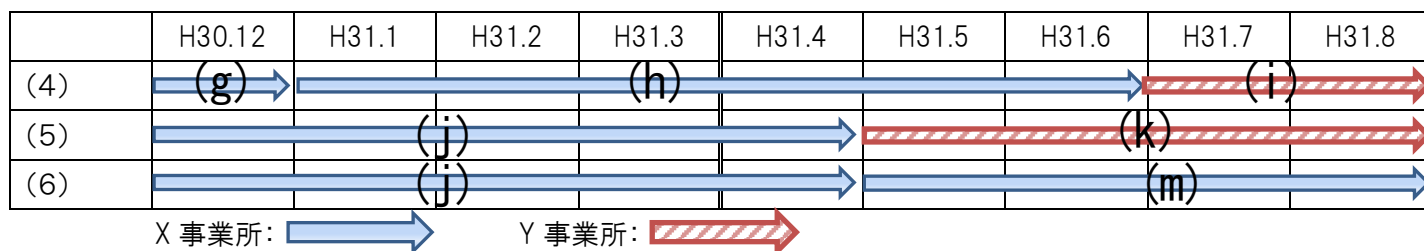
○ケアプラン(事業所)について(利用している X 事業所が生きがい型デイサービスを実施しないため、Y 事業所へ変更する場合)

(4)平成 31 年 3 月 31 日までに計画期間が終了するケアプラン(g)の場合、更新時のプラン(h)は X 事業所のプランとし、(h)終了後のプラン(i)では Y 事業所のプランとすること。

(5)平成 31 年 4 月 1 日以降に計画期間が終了するケアプラン(j)の場合、その期間が終了するまでは X 事業所で現行サービスを提供し、更新時のケアマネジメント等により生きがい型デイサービスが必要とされた場合のプラン(k)からは生きがい型デイサービス利用となるため Y 事業所のプランとすること。

(6)平成 31 年 4 月 1 日以降に計画期間が終了するケアプラン(j)の場合、その期間が終了するまでは X 事業所で現行サ

ービスを提供し、更新時のケアマネジメント等により引き続き現行サービスが必要とされた場合のプラン(m)は、X 事業所のプランとすること。



利用者の処遇

(1)要支援者／更新者

ケアマネジメントによって現行サービスまたは生きがい型デイサービスを利用する。

(2)事業対象者

生きがい型デイサービスを利用する。ただし、現行サービスの利用が必要な場合には要介護認定申請を行う。

(3)生きがい対応型デイサービス事業利用者

必要とするサービスに応じて、要介護認定申請または基本チェックリストを実施する。ただし、非該当となった場合は、一般介護予防や地域資源の利用を検討する。

通所型サービス B について

○当市では名称を「地域型デイサービス」とし、平成 31 年 4 月から実施します。

○弘前市の居場所指定を受けている住民主体の居場所において、事業対象者や要支援者の参加が認められた場合、参加者数に応じて報奨金を交付する。

○利用対象者は、要支援者もしくは事業対象者、更新者です。※一般高齢者は報奨金の対象外

○報酬は、利用者としての参加：1 人あたり 500 円、週 1 回分まで※1か所あたりの報酬例、2 人が月 4 回参加で 4,000 円/月

○居場所の補助金と併給可能とする。

居場所との違い

サービス種別	居場所づくり事業	地域型デイサービス
事業	一般介護予防事業	介護予防・生活支援サービス事業
目的	介護予防に資する住民運営の地域の通いの場づくり	住民主体による要支援者や事業対象者に対するデイサービス
利用対象者	65 歳以上の方	要支援者、高齢者、事業対象者
実施内容	・茶話会、歌、体操、脳トレ等の活動 ・定期的な交流会、サロン・会食等	・介護予防に資する活動(茶話会、体操、運動、趣味活動等)
利用者負担	サービス提供主体が設定	サービス提供主体が設定
支援方法	補助金あり 改修費：18 万円上限(1 か所あたり) 運営費：開催日数に応じて 7 万円/年 ※年度ごとに精算あり	委託料 利用対象者の参加回数に応じて 500 円/回 ただし 1 人あたり週 1 回分(月 4, 5 回分)を上限とする。
ケアマネジメント	なし	ケアマネジメント C
その他		居場所づくり補助金との併用も可

利用までの流れ

①各包括で相談からの流れ

各包括でチェックリストを実施し事業対象者となる⇒ケアマネジメントCを実施⇒利用申請書記入⇒包括から居場所へ参加依頼連絡⇒申請書(写)を持参し利用者が参加

②居場所等に要支援者または事業対象者が参加した場合

利用者が参加⇒居場所等の運営者が事業対象者、要支援者を確認⇒利用申請書を記入⇒運営者より包括(または市)へ参加情報提供⇒包括によるケアマネジメントCを実施

委託料の算定期間

①各包括を通して利用申請があった場合

事業対象者や要支援者となって、初めての参加日以降を算定期間とします。

②居場所等に要支援者または事業対象者が参加した場合

利用申請書が包括(または市)へ提出があった月の1日以降分から対象となります。

例)11月29日に提出確認、11月1日以降を算定期間とする。

③参加希望の居場所が「地域型デイサービス」の委託契約を締結していなかった。

委託契約締結日以降の参加から対象となります。

4. 一般介護予防事業について

一般介護予防事業の種類

○当市では「高齢者健康トレーニング教室」に加えて、「筋力向上トレーニング教室」「パワリハ運動教室」を実施します。

	筋力向上トレーニング教室	パワリハ運動教室
目的	通所 C やその他の公的サービス利用者の卒業後の受皿づくり。また、交通弱者などでその他の一般介護予防事業に参加が難しい高齢者の介護予防を目的とする。	市内の事業所に設置されているパワリハ器械の活用を図り、高齢者健康トレーニング教室(ヒロロ)卒業した方や交通弱者の方の介護予防を目的とする。
事業内容	通所 C と同じマニュアルを使用し、各圏域1か所程度でトレーニング教室を実施する。 週1回、地域の集会所や公民館を利用する。通所 C と同様のトレーニングを行う。	各事業所の空いている日や時間を利用してパワリハマシンによるトレーニングを行う。 報酬は、利用者数に応じた成果報酬とし、1人 1,000 円/回とする。
利用対象者	65歳以上の方	65歳以上の方
利用料	無料	無料
実施場所	各圏域の公民館や集会所などから1か所程度	パワリハマシンを導入した事業所で実施可能な事業所(5~10か所程度)
支払い	市から直接払い(数ヶ月分まとめ払い)	市から直接払い(数ヶ月分まとめ払い)

※平成 31 年度予算の状況に応じて、実施内容の変更もありうる。

5. 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントの類型

○ケアマネジメントB(緩和したケアマネジメント)、ケアマネジメントC(初回のみ)を実施する。

単価及び加算(平成31年4月1日)類型

	ケアマネジメント A	【新】ケアマネジメント B	【新】ケアマネジメント C
ケアマネジメント実施者	地域包括支援センター 居宅介護支援事業所	地域包括支援センター 居宅介護支援事業所	地域包括支援センター
対応するサービス	現行サービス 通所型サービスC	生活支援サービス 生きがい型デイサービス 通所型サービスC	地域型デイサービス
アセスメント	○	○	○
ケアプラン原案作成	○	○	○
ケアプラン期間	3～6ヶ月	3～12ヶ月	—
サービス担当者会議	○	△(100単位)	—
利用者への説明・同意	○	○	○
ケアプラン確定・交付	○	○	○
サービス利用開始	○	○	○
モニタリング	○	△(※50単位)	—
モニタリング実施時期	毎月	設定した期間の最低半期に 1度実施	—
基本報酬	430単位	330単位	500単位(初回のみ)
初回加算	300単位	300単位	
小規模多機能連携加算	300単位	300単位	なし
地域資源連携加算Ⅰ～Ⅲ	Ⅰ・Ⅱ5000円、Ⅲ10000円	Ⅰ・Ⅱ5000円、Ⅲ10000円	なし

(○:実施、△:必要に応じて実施。実施した場合()内単位を加算、—:不要)
※同じ月に担当者会議を実施した場合は、担当者会議実施による加算100単位のみとする。(上限430単位)

加算・減算

【従来加算】初回加算、小規模多機能連携加算

【市独自加算】

①地域資源連携加算Ⅰ(5,000円/回)

介護サービス卒業後の孤立や引きこもりによる状態悪化を防ぐため、介護サービスからの卒業にあたり、地域資源(※)と連携し利用につなげられた場合に交付する。ただし、2月以上の地域資源の利用が認められること。

②地域資源連携加算Ⅱ・Ⅲ (Ⅱ)5,000円/回、(Ⅲ)10,000円/回

地域資源の利用につながった高齢者がその後、公的なサービス利用をせずに地域資源の利用を継続していた期間に応じて加算分を交付する。半年継続で5,000円、1年継続で10,000円を交付。→サービス利用後の高齢者の孤立化などを防ぐとともに、地域資源の利用促進を促すことを目的とする。

※地域資源は、一般介護予防事業、市で認定した居場所や各種体操教室、B型サービスなどに限る。

※事前に登録されていないが、サービス卒業と同時に居場所として申請し、登録された場合でも地域資源と認める。

6. 様式・届出など

変更の届出

○平成 30 年 12 月 1 日より、変更届については、以下のとおり取り扱うこととします。

【現行】届出内容に変更があったら10日以内に届出

【変更】届出内容に変更があっても加算や請求等に影響が無い場合、年度末に1度の提出を可とする。

ただし、加算や請求に影響がある場合にはこれまでと同様の取扱いとする。

【例】届出が必要・・・社名、所在地、加算に影響する職員、職員数の増減、加算の変更、管理者・代表者の変更

届出は不要・・・役員変更(住所や氏名の変更を含む)、生活相談員変更、介護職員変更、管理者の住所や氏名の変更

○運営規程や重要事項説明書について

従業員の員数や、料金等に関する変更の都度修正が必要だが、市への提出は年 1 回で OK とします。